

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年11月26日

尾花沢市監査委員 小林 秀也
尾花沢市監査委員 笹原 和子

記

1. 定例監査

- (1) **監査の対象** 学校給食共同調理場
- (2) **監査の期日** 令和3年11月11日(木)
- (3) **監査の範囲** 令和2年10月から令和3年9月末日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況
- (4) **監査の方法** 尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。
- (5) **監査の結果** いずれも予算の執行については計数上の誤りはなく、事務事業の執行についても概ね適正に執行されていることを認める。